

2026年5月28日

社債権者各位

東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター  
大樹生命保険株式会社  
代表取締役社長 原口 達哉

### 劣後特約付社債の期限前償還に関するお知らせ

当社は、2016年7月25日に発行いたしました三井生命保険株式会社第2回A号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）および、三井生命保険株式会社第2回B号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）および、三井生命保険株式会社第2回C号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（以下「本社債」といいます。）を、2026年7月25日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第9項(2)イに基づいて下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 期限前償還する銘柄

三井生命保険株式会社第2回A号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）

三井生命保険株式会社第2回B号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）

三井生命保険株式会社第2回C号利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）

#### 2. 期限前償還期日

2026年7月25日

期限前償還期日後は、利息をつけません。

#### 3. 期限前償還価額

各社債の金額100円につき金100円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律および株式会社証券保管振替機構の業務規程等の規則に従ってお支払いいたします。

4. 償還要件の充足の有無

本社債の社債要項第9項(1)に定義される償還要件の全部を充足しております。

以上

2026年5月28日

社債権者各位

東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター  
大樹生命保険株式会社  
代表取締役社長 原口 達哉

劣後特約付社債の期限前償還に関するお知らせ

当社は、2021年7月2日に発行いたしました大樹生命保険株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（以下「本社債」といいます。）を、2026年7月2日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第9項(2)イに基づいて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

大樹生命保険株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）

2. 期限前償還期日

2026年7月2日

期限前償還期日後は、利息をつけません。

3. 期限前償還価額

各社債の金額100円につき金100円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律および株式会社証券保管振替機構の業務規程等の規則に従ってお支払いいたします。

4. 償還要件の充足の有無

本社債の社債要項第9項(1)に定義される償還要件の全部を充足しております。

以上